

登園届

(学校感染症及び流行性疾患登園届)

※医療機関受診後、保護者の方が
ご記入の上、提出してください。

保育園長様

組 児童氏名

上記の者は、以下により療養等をしていましたが、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、本届を提出いたします。

※該当する病名欄に○印をつけてください。

病名	登園のめやす
新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から3日を経過するまで
百日ぜき	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失するまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間を経過するまで
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれるようになるまで
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まるまで
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、全身状態が改善し普段の食事がとれるようになるまで
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良くなるまで
感染性（ウイルス性）胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまで
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し全身状態が良くなるまで
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良くなるまで
その他（ ）	

※上記以外の学校感染症及び出席停止期間の考え方については、裏面を参考にしてください。

受診した医療機関名	
上記学校感染症の診断を受けた日	令和 年 月 日
登園許可日（登園を再開する日）	令和 年 月 日

記入日：令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

※保護者の皆様へ

- ・保育園は、子どもが集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐために、回復するまではしっかり療養をしてください。
- ・療養後登園するにあたっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合には、それに従ってください。
- ・医療機関の診断に従い、保護者の方が登園届の記入をし、登園再開日に保育園へ提出をお願いします。

その他の学校感染症と出席停止期間の基準

感染症の種類		出席停止期間の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、急性出血性結膜炎	症状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可、B型・C型：出席停止不要

(※) 第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱
ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白隨炎（ポリオ）
特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群

インフルエンザによる登園を再開する日の目安

0日目	発症後5日間					6日目	7日目	8日目
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日以内	登園再開 可能日		
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開 可能日		
発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開 可能日	
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開 可能日

新型コロナウィルス感染症による登園を再開する日の目安

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	発熱	解熱 症状あり	症状軽快	症状軽快	発症後 5日以内	登園再開 可能日	
発熱	発熱	発熱	解熱 症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	登園再開 可能日	
発熱	発熱	解熱 症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	登園再開 可能日

※解熱した後も呼吸器症状（咳、痰）が続く場合には、主治医の診察を受けてから登園してください。